



●児童館 jidoukan@city.ishikari.hokkaido.jp
●こども家庭課 k-katei@city.ishikari.hokkaido.jp

●こども相談センター k-soudan@city.ishikari.hokkaido.jp

児童館の行事

5月★ころころひろば★				
児童館名	パネルシアター	ごっこあそび	製作	大型紙芝居
はなかわきた 花川北児童館	5日(金)	16日(火)	23日(火)	30日(火)
おおぞら児童館	10日(水)	17日(水)	24日(水)	31日(水)
はなかわみなみ 花川南児童館	11日(木)	18日(木)	25日(木)	6月1日(木)

対象 就学前幼児 時間 9:30~11:30
※月~金曜は花川児童館を含めて4館で幼児開放も行っていきます。
※幼児開放は、保護者の方と児童館の遊具を使って自由に遊ぶことができます。お友達同士でご来館ください。またお友達を作る場としても活用してください。

【花川児童館】(りんくる内)
日時・内容 27日(土)14時~15時
クッキング(おやつ作り)
対象・定員 小学1年生以上・15人
問合せ 回72・7016

【花川北児童館】(花川北3・2)
日時・内容 13日(土)13時30分~14時
ミニ遠足 ※遠足できる軽装でお越しください
問合せ 回74・2884

【おおぞら児童館】(花川南1・1)
日時・内容 13日(土)14時~15時
くつろぎあそび
対象・定員 小学1年生以上・15人
問合せ 回73・4849

【花川南児童館】(花川南8・3)
日時・内容 17日(水)14時~15時
ドッジボール大会
問合せ 回72・7311

妊婦さんのための育児教室

首のすわっていない人形での実習と赤ちゃん先輩ママとの交流。
日時 6月20日(火)13時~15時
場所 りんくる
内容 抱っこ仕方、お風呂の入れ方、おむつ交換など
持ち物 母子手帳
申込締切 6月13日(火)
申込・問合せ 健康づくり課 回72・3124

子育て支援センター

【今月の講座】
「シュガークラフトをしませんか」
講師 中村容子氏
日時 5月30日(火)10時~11時
場所 支援センター専用室
材料費 300円(当日徴収)
定員 20人(事前申込必要)
託児 20人(無料)
「お弁当を食べよう!」
日時 5月19日(金)12時~13時
持ち物 お弁当・飲み物・おしぼり ※予約不要
【大型バスに乗って地引き網に行こう!】(事前申込)
対象 就学前児童と保護者25組
日時 6月6日(火)9時~13時
場所 石狩浜海水浴場付近
費用 無料

5月のセンター行事

8日(月)~	★身体測定週(12日(金)まで)
19日(金)	★お弁当の日
23日(火)	♥育児の知恵袋の日 「乳幼児期の健康」市の保健師さんの話
26日(金)	★お誕生祝い会と 「保育士による劇」鑑賞
30日(火)	※子育て講座「シュガークラフト」

★印は「子育てサロン」
♥印は「よちよちサロン」(0歳~1歳半)
※印は事前申し込みが必要です

持ち物 弁当・飲み物・タオル等
※雨天時はウイングベイ小樽
申込・問合せ 地域子育て支援センター(花川北2・5えるむ保育園内) 回71・2013

臨床心理士相談(予約制)

臨床心理士(カウンセラー)が電話や面接で相談・アドバイス。18歳未満の子どもに関するさまざまな問題解決に向けてサポートします。
日時 毎週金曜(第3週のみ) 13時~16時
場所・申込・問合せ こども相談センター 回72・3195

児童手当制度の改正

支給対象年齢が、現在の小学校第3学年修了前(9歳)から小学校修了前(12歳)に変更される。所得制限額が引

き上げられます。改正に伴う新規請求などは、9月29日(金)まで受け付けたものに限り、4月1日にさかのぼって支給されます。平成18年度に小学5・6年生になる児童がいる方や所得制限により手当を受給していなかった方などは手続きが必要な場合があります。

所得制限額

扶養親族等の数*	国民年金加入者	厚生年金等加入者
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円

※税法上の控除対象配偶者および扶養親族の数

健康・福祉

街頭献血

日時・場所 ①5月1日(月)10時

こころの健康相談(予約制)

不眠・引きこもり・認知症(痴呆)・拒食・過食・アルコール依存などの本人や家族の悩みに専門家が応相談。
日時 5月19日(金)13時~14時
場所・申込・問合せ 江別保健所石狩支所 回74・1142

糖尿病健康相談

糖尿病の予防や悪化予防のための食事・運動の相談と、簡易血糖値測定を行います。
対象 18歳以上の市民の方
日時 5月30日(火)10時~11時30分(時間予約制)
場所 りんくる
定員 20人(先着順)
※手のひらからごく少量の血液を採取し血糖値を測定します。簡易測定法ですので、医療機関で測定する場合と若干誤差がある場合があります。ご了承ください

申込・問合せ 健康づくり課 回72・3124



●健康づくり課 kenkou@city.ishikari.hokkaido.jp
●福祉生活課 fukushis@city.ishikari.hokkaido.jp

●国民健康保険課 kokuho@city.ishikari.hokkaido.jp



保険・年金

国民年金のお知らせ

●学生納付特例制度・納付猶予制度

学生(20歳以上の方)で収入が少なく納付が困難な場合、申請により国民年金保険料を後払いできるのが「学生納付特例制度」です。

また30歳未満の方で、本人と配偶者の収入が一定額以下の場合、申請により国民年金保険料の納付を後払いできるのが「若年者納付猶予制度」です。これらの申請をせず保険料を未納のままにしておくと、思わぬ病気やけがで障がいが残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなりますので注意しましょう。

- ・前年の所得を確認する必要があるため、年度ごとに国民年金担当・各支所窓口で申請してください。
- ・手続きに必要な書類は、年金手帳・学生証(コピー可)・印鑑・源泉徴収票等(前年度の所得が確認できるもの)です。

※平成17年度の若年者納付猶予制度を18年6月まで受けられている方は7月以降申請してください

●保険料の未納は...

国民年金保険料を未納のままにしていると、老齢・障がい・死亡の場合に年金を受けられないことがあります。未納のある方は、郵送されている納付書を確認の上、最寄りの金融機関またはコンビニエンスストアで納めてください。

納付書を紛失してしまった場合や平成18年4月以降の納付書が届いていない方は、札幌北社会保険事務所 ☎011-717-4111 までお問い合わせください。

申請・問合せ 国民健康保険課国民年金担当 ☎72-3122
✉kokuho@city.ishikari.hokkaido.jp

放火を防ぐために

放火の危険からまちを守るためには、地域が一丸となり協力体制を確立することが大切です。「安全に暮らせるまち」づくりのため、自ら放火されない地域環境をつくりましょう。

こんなことに注意!

- ダンボールや紙くず・ごみなど、家の周りに燃えやすいものを置かない
- 家の周りは明るくする
- ごみを出すときは、収集日の朝に出す
- 不審な人を見かけたら警察などに知らせる
- 留守にしているときは確実に鍵をかける

圃石狩消防署予防課 ☎74-7165

認知症者の介護者交流会

認知症の介護方法や対応について話し合います。

対象 認知症のある方を介護しているご家族

日時 5月30日(火)10時～11時30分

場所 りんくる

※ご本人をおいて出席できない方はご相談ください

申込・問合せ 健康づくり課

☎72・6124

手話講習会

【初級】

対象 手話に興味があり、講習会期間を通して受講できる市民

日時 6月8日～9月14日の毎週木曜10時～12時

定員 20人程度(申込多数時抽選)

申込締切 5月19日(金)

対象 初級手話講習会などを修了した市民

日時 5月30日～10月17日(8月15日は除く)の毎週火曜18時45分～20時45分

定員 15人程度(申込多数時抽選)

申込締切 5月12日(金)

【共通事項】

場所 りんくる

費用 テキスト代のみ

申込・問合せ 福祉生活課

☎72・3194

医療相談窓口

江別保健所では、「医療のことで困っているが、相談先も分からない」などの、医療に関する相談を受け付けます。

中立的な立場で患者さんと医療機関の仲立ちをします。なお、江別市・石狩市・当別町・新篠津村の医療機関についてに限り、相談できる内容 医療に関する相談や苦情を受け付け、解決方法を助言します。希望により相談者の意向を医療機関に伝えて対応を求めます。

(例)医療内容について、医師から納得できる説明がない／診療を断られた

相談できない内容 治療方法や検査の必要性など診療の内容に関する判断や、医療過誤かどうかの判断はできません。他の機関が担当する事項については、その担当機関を紹介します。

電話相談受付時間 平日(月～金曜)の8時45分～17時15分(12時～13時除く)
相談窓口 江別保健所 ☎011-383・2111 ※電話口で「医療相談」と伝えてください



保険・年金

国民健康保険税の未納は...

平成17年度の国民健康保険税の未納はありませんか。納付が

ない場合、または完納にならない場合、国民健康保険被保険者証の更新時(毎年9月末)において国民健康保険被保険者資格証明書(医療機関窓口で10割負担)、または1年未満の短期被保険者証の交付となる場合があります。また、滞納税には延滞金(加算されるほか不動産(土地・建物)、給与などの財産の差押えを実施することになります)ので、必ず納付してください。

問合せ 国民健康保険課
☎72・3123
厚田支所市民福祉課
☎78・2886
浜益支所市民福祉課
☎79・2112

暮らし

行事

募集

教育・文化

子育て

健康・福祉

保険・年金

防災

そのほか

7月号原稿締切は5月31日(水)です。